

奈良県特別会計設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県条例第三十一号

奈良県特別会計設置条例の一部を改正する条例

奈良県特別会計設置条例（昭和三十九年三月奈良県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

十五 国民健康保険事業の管理及び運営 奈良県国民健康保険事業費特別会計

第二条の表に次のように加える。

|                     |                          |            |
|---------------------|--------------------------|------------|
| 十五 奈良県国民健康保険事業費特別会計 | 負担金、国庫支出金、一般会計繰入金及び附属諸収入 | 運営費その他の諸支出 |
|---------------------|--------------------------|------------|

### 附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。